

泉南市海岸保全区域管理条例

（目的）

第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第5条第6項の規定により泉南市域内の海岸保全区域の日常的な管理を泉南市が行うことに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日常管理 海岸保全区域の維持管理、利用促進、占用許可及び行為の制限等海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第1条の4第1項に規定された事務をいう。
- (2) 海岸保全区域 泉南市域内のうち、法第3条第1項の規定により大阪府知事が指定した海岸保全区域であつて、市長が法第5条第9項の規定により公示した区域をいう。

（管理）

第3条 市長は、海岸保全区域の日常的管理を行うものとする。

（占用の許可）

第4条 法第7条第1項の規定により、海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下「占用施設等」という。）を設けて海岸保全区域を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより占用の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（占用の許可条件等）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る事項が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。

- (1) 占用施設等が次条に掲げる施設等のいずれかであること。
- (2) 占用施設等が流失し、又は散乱した場合に海岸保全施設を損傷する等、海岸保全区域の機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

- (3) 海岸保全区域及びその周辺の環境を損なわないこと。
- (4) 公衆の海岸保全区域の利用に著しい支障を及ぼさないこと。
- 2 市長は、前項の規定により占用の許可をすることができる申請であって、当該申請に係る占用の期間及び場所について重複するものがなされたときは、当該場所の周辺の地域における土地利用の状況等を考慮して、公共性が高いと認められるものを許可するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(占用施設等)

第6条 前条第1項の規定により、海岸保全区域における占用の許可をすることができる占用施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電柱、電線、水道管、下水道管その他これらに類するもの
- (2) 海岸保全区域を利用する公衆のための行事等に用いる施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める施設等

(占用許可の期間)

第7条 第4条第1項の規定による海岸保全区域における占用許可の期間は、2年以内とする。

(行為の許可)

第8条 海岸保全区域において、法第8条第1項に規定する行為を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の許可条件等)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その申請に係る事項が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。

- (1) 海岸保全区域の機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 海岸保全区域及びその周辺の環境を損なわないこと。
- (3) 海岸保全施設を損傷させる等、公衆の海岸保全区域の利用に著しい支障を及ぼさないこと。
- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(行為許可の期間)

第10条 第8条第1項の規定による海岸保全区域における行為の許可の期間は、1年以内とする。

(許可事項等の変更)

第11条 第4条第1項及び第8条第1項の規定により、占用又は行為（以下「占用等」という。）の許可を受けた者（以下「占用等の許可者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより占用等の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の更新)

第12条 第4条及び第8条の規定は、占用等の期間満了後、引き続き当該許可を受けようとする場合について準用する。

(許可の表示)

第13条 占用等の許可者は、許可期間中において許可年月日、許可番号、許可期間、住所及び氏名又は名称を当該許可に係る行為地に表示しなければならない。ただし、許可期間が1月に満たないときは、この限りでない。

(占用料等の額)

第14条 占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）は、大阪府海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用料及び土石採取料条例（平成12年大阪府条例第26号）第2条に定める額とする。

(占用料等の徴収)

第15条 前条の占用料等は、占用等を許可したときに当該年度分を徴収する。

2 占用等の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の占用料等は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。

3 市長は、特別の事由があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず当該年度内において分納を認めることができる。

(占用料等の減免)

第16条 市長は、第14条に規定する占用料等を納入すべき者（以下「納入者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該占用料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体が公共事業又は、公益事業のために占用等を行うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 前項の規定による占用料等の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(延滞金)

第17条 市長は、第15条の規定により徴収する占用料等を納付期限までに納付しない者に対して、法第35条第1項に規定する督促をした場合において、次項の規定により計算した延滞金を徴収する。

2 海岸法施行規則（昭和31年／農林省／運輸省／建設省／令第1号。以下「省令」という。）第9条の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料等の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその占用料等の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 省令第9条の規定により計算された延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料等の一部が納付されているときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付された占用料等を控除した金額とする。

5 省令第9条に規定する延滞金の額の計算につき同条に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

6 市長は、占用料等を納付期日までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

(占用料等の不還付)

第18条 既納の占用料等は還付しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 占用等の許可者の責めに帰することのできない理由により、その占用等が不能となったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第19条 占用等の許可者は、許可の効力が消滅したときは、速やかに占用等に係る場所を原状に回復し、又は土石採取の跡地を整理して、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(監督処分)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、占用施設等の改築、移転若しくは除去、占用施設等により生ずべき海岸保全区域の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること、若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第8条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第3項又は第9条第2項の規定により付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、占用等の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用等の許可者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 海岸保全区域の保全上著しい支障が生じたとき。
- (3) 海岸保全区域の保全上の理由以外の理由により、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定は、第11条及び第12条の許可を受けた者について準用する。

(過料)

第21条 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、海岸保全区域の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。